コメントの概要及びコメントに対する考え方

本「コメントの概要及びコメントに対する考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財規
中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	中間財規
四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	四半期財規
財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令	内部統制府令

No	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	今回のガイドラインの内容は、関東財務局の新規届出前の相談の中で求められてきた内容や基準と概ね変更はないと見受けられるが、改正の趣旨は、従前の実務について、判断基準として明確化する点であると理解している。 仮に、従前よりも、多くの情報が求められたり、審査の基準が実質的に変化する点や、それにより従前よりも早期に事前相談する必要性があれば、ご教示いただきたい。	改正の趣旨は、ご理解のとおりです。また、今回の改正によって、事前相談の内容や審査の基準が変わるものではありません。
2	各ガイドラインの項目は、外国会社が有価証券届出書提出の希望を出したら、金融庁が能動的に資料を集め、判断するものであるという整理で良いか。それとも外国会社が金融庁の要望に応じて資料を提供するのか。項目ごとに違いがあるのか。外国会社から資料を提供しなければならない場合、資料や説明の言語について日本語だけでなく英語をご許可いただきたい。そうでないと、外国会社による日本市場への新規アクセスを著しく阻害する。	「公益又は投資者保護に欠けることがない」ことが確認できる資料として、１つ目と２つ目の要件を満たしていることが確認できる資料を外国会社より提出いただく必要があります。３つ目の要件（本国等の海外監督当局と金融庁による情報交換が可能となっていること）を満たしていることが確認できる資料については提出いただく必要はありません。 また、開示府令第７条第１項において、本邦内における適正な審査等を実施するため、有価証券の募集又は売出しをしようとする外国会社は

No	コメントの概要	コメントに対する考え方
		本邦内に住所を有する者であって、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを置くことが求められており、本件に係る資料の提出も代理人の責任において行われることから、資料が日本語で作成されたものでない場合には、日本語による翻訳文を添付いただいております。
3	改正内容の説明に「有価証券届出書等」とあるが、有価証券届出書以外に想定されるのは外国会社届出書のみか。他にあれば列挙を希望する。	本件は、財規第 131 条、中間財規第 76 条、四半期財規第 85 条及び内部統制府令第 12 条の規定に基づいて、外国会社が財務計算に関する書類及び財務報告に係る内部統制の評価に係る報告書を提出する際に適用されるものとなりますので、対象となる書類は、外国会社が提出する有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書並びに内部統制報告書になります。 なお、外国会社届出書は本改正の適用の対象には含まれません。
4	すでに日本において継続開示会社となっている外国会社については、有価証券届出書作成時や継続開示書類作成時において、改めてこの手続きを履践する必要はないという理解で良いか。	過去に本国等において開示又は作成した財務計算に関する書類及び財務報告に係る内部統制の評価に係る報告書の提出が認められていても当該本国等における当該書類等の開示又は作成に係る法令等や財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法などに重要な変更が生じた場合には、公益又は投資者保護に欠けることがないと認められるか否かについて改めて確認する必要が生じる可能性があります。
5	今回のガイドラインの追加は判断基準の「明確化」を目的とするものである旨の記載があるが、２つ目の要件については比較的新しいか又は新規の判断項目と思われる。追加趣旨はどこにあるか。 財規は財務書類の作成基準についての規定であり、開示責任は金商法に基づく責任である。したがって、外国における会計基準で作成した財務書類を日本において用いることの適否の判断は、当該基準の日本基準との同等性にのみ求めるべきである。かかる財務書類を用いて有価証券届出書を作成した場合に、虚偽記載があれば金商法に基づい	「公益又は投資者保護に欠けることがないもの」として認めるにあたっては、本邦に提出される財務計算に関する書類及び財務報告に係る内部統制の評価に係る報告書が本国等の法令等に基づいて適正に開示又は作成されていることが必要であると考えられます。 そして、財務計算に関する書類及び財務報告に係る内部統制の評価に係る報告書に虚偽の記載等がある場合に、海外監督当局による是正措置等が実施され得ることによって、これらの書類が適正に開示又は作成されていることが担保されると考えられます。

No	コメントの概要	コメントに対する考え方
	て責任を追及できるのであるから、本国において当該財務書類につき開示責任を負っていることまで求める必要はない。実際、従来は新規届出外国会社の場合には、本国における財務書類の開示場所は金融庁に説明していたが、開示責任の詳細までは求められていなかった。	そのため、適正に開示又は作成されていることの判断要素として、当該本国等の海外監督当局によって財務計算に関する書類及び財務報告に係る内部統制の評価に係る報告書の提出会社に対し、適切な監督が行われていることを確認するものです。
6	２つ目の要件の追加趣旨に関連して、当該外国会社が本国又は第三国において、財務書類を公表し、それに関して開示責任（虚偽記載や不開示等に対する責任）を負うことを前提としているようであるが、そうでない外国会社（すなわち日本を初めてのファンディング市場としようとする会社）は日本で有価証券届出書を提出できないのか。新規設立会社だけでなく、海外において財務書類は継続的に公表しているものの金商法の継続開示義務に相当するような義務を根拠としていない場合が相当程度想定される。	外国会社が本国等において上場しておらず、金商法に類する法令の適用を受けない場合であっても、例えば、本国等の会社法に類する法令に基づき、外国会社が当該本国等において財務計算に関する書類又は財務報告に係る内部統制の評価に係る報告書を誰もが過度な負担なく閲覧できる状態にしており、当該本国等の海外監督当局によって、これらの書類に係る虚偽の記載の是正措置等が取られ得るようであれば、これらの書類を提出することが認められ得ると考えられます。
7	３つ目の要件については、基本的にはIOSCOのMutlilateral MOUの加盟国であることが求められる（他に日本と対象国との2国間のMOUが締結されていない限り）という理解で正しいか。	３つ目の要件については、外国会社が開示又は作成した財務計算に関する書類及び財務報告に係る内部統制の評価に係る報告書に虚偽の記載がある場合に、当庁からの求めに応じて、海外監督当局が当該外国会社に対する是正措置等を実施した上で、当該是正措置等に係る資料や情報の提供を受けるため、当該海外監督当局と当庁とで情報交換が行えることを求めているものであり、例えば、IOSCOのMMoUに署名していることが考えられます。